西和賀町ツキノワグマ撃退用スプレー購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第１　この要綱は、ツキノワグマによる人身被害防止のため、申請者がツキノワグマ撃退用スプレー（ツキノワグマに対して撃退効果が認められるスプレーをいう。以下同じ。）を購入する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、西和賀町補助金交付規則（平成17年西和賀町規則第60号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金交付対象者）

第２　補助金の交付の対象となる者は、町内に住所を有している個人及び法人で、町税その他町の債務を滞納していないものとする。

（補助金の交付対象となる経費）

第３　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ツキノワグマ撃退用スプレー本体の購入経費（送料及びホルダー等付属品を除く。）とする。

２　前項の規定にかかわらず、当該経費への補助について、この要綱に基づく補助制度以外の制度との併用はできないものとする。

（補助金の額等）

第４　補助金の額は、補助対象経費の２分の１に相当する額以内の額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする）。ただし、１万円を限度とする。

２　補助金交付対象者に対する１申請当たりの補助は、ツキノワグマ撃退用スプレー１本を限度とする。

３　補助金の交付は、１会計年度（４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）において第２に規定する補助金交付対象者１個人及び１法人につき１回とする。

（補助金の交付申請）

第５　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、西和賀町ツキノワグマ撃退用スプレー購入費補助金交付申請書（様式第１号）に見積書又は経費の根拠となる書類の写しを添えて、町長に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第６　町長は、第５の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、西和賀町ツキノワグマ撃退用スプレー購入費補助金交付決定通知書（様式第２号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第７　第６の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、西和賀町ツキノワグマ撃退用スプレー購入費補助金交付請求書(様式第３号)に購入したツキノワグマ撃退用スプレーの領収書を添えて、町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助事業の内容の軽微な変更）

第８　規則第６条第１項第２号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の20パーセントを超える増減以外の変更とする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第９　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（２）　この要綱に定める事項に違反したことが認められたとき。

２　前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて交付した補助金の全額を返還させるものとする。ただし、病気その他の特別の理由があると町長が認める場合は、この限りでない。

（その他）

第10　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。